

公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 部分公開
	<input type="checkbox"/> 非公開	

浜松市基地対策協議会代表委員会会議録

- 1 開催日時 2024年7月22日(月)午後2時30分から午後3時40分まで
- 2 開催場所 浜松市役所本館8階 全員協議会室
- 3 出席状況 代表委員等 20人(会長、副会長含む)
- | | | |
|---------------|------------|-------------|
| 中野 祐介(会長) | 鳥井 徳孝(副会長) | 山名 裕(副会長) |
| 加茂 俊武 | 関 イチロー | 井田 博康 |
| 倉田 清一 | 鈴木 真人 | 松本 康夫 |
| 小黒 啓子 | 斉藤 晴明 | 鈴木 裕之 |
| 鈴木 恵 | 辻村 公子 | 遠山 将吾 |
| 花井 洋介 | 花井 和夫 | 山崎 とし子 |
| 工藤 文武(企画調整部長) | | 新谷 直幸(市民部長) |

南関東防衛局 10人

企画部	谷本次長
施設対策計画課	園田課長
周辺環境整備課	徳留課長
防音対策課	堀課長
住宅防音第1課(併)住宅防音企画室	栗山課長
住宅防音第2課	刑部課長
地方調整課 環境対策室	新井室長
調達部 調達計画課	遠藤課長
管理部 施設管理課	川原課長
浜松防衛事務所	加藤所長

航空自衛隊浜松基地 第1航空団司令部 3人

監理部	山中監理部長
渉外室	吉川室長
	山村基地対策班長

関係課長等 7人

道路企画課	加藤課長	中央土木整備事務所	小出所長
教育施設課	山本課長	警防課	黒川課長
環境保全課	竹村課長	創造都市・文化振興課	加藤課長
子育て支援課	小山課長		

事務局(市民生活課) 6人

大城課長	松本課長補佐
本多市民安全グループ長	市民安全グループ員(小野、小池、林)

- 4 傍聴者 一般5人 報道機関3社（読売新聞、中日新聞、静岡新聞）
- 5 議事内容 (1) 2023（令和5）年度 基地周辺整備事業（実績）について
(2) 2024（令和6）年度 基地周辺整備事業（予定）について
(3) 第41教育飛行隊移転後の報告について

6 会議録作成者 市民生活課市民安全グループ 林

7 記録の方法 発言者の要点記録
録音の有無 有

8 会議記録

代表委員、他の発言は次のとおり

会長（市長） 開会挨拶

会長（市長） はじめに議題1の「2023年度 基地周辺整備事業（実績）」について、事務局から説明して下さい。

事務局 議題（1）「2023年度 基地周辺整備事業（実績）」についての概要説明

会長（市長） ただ今の説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

（質問・意見なし）

特にないようですので、議題（1）「2023年度 基地周辺整備事業（実績）」については、ご了承いただいたものとさせていただきます。

それでは次に、議題（2）「2024年度 基地周辺整備事業（予定）」について、事務局から説明して下さい。

事務局 議題（2）「2024年度 基地周辺整備事業（予定）」について概要説明

会長（市長） ただ今の説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

小黒委員 障害防止工事の関係で、今回は萩丘小学校外4施設が挙げられています
が、浜松市は各教室へ個別の空調の設備をつけようと動いています。個別空調の設備をつけていただいた場合に、補助金は出るのでしょうか。

南関東防衛局 学校防音事業における具体的な空調方式については、個々の事業ごとに決定されており、当省の定めた標準仕方書に基づいて補助の対象としております。個々の事業についてご不明な点等がございましたら、当局へご相談ください。

小黒委員 高台中学校は、個別の空調ではなく、従来通りの空調の仕方では設備を新しくしました。市で個別でとお願いをしたらそのように対応して下さったという理解でよろしいですか。今後、そういう方法で補助して下さるということでしょうか。

南関東防衛局 今いただいたお話だけで空調方式について、一律に申し上げるのは難しいです。個々の事業ごとに検討する必要があると考えておりますので、今後、市の考えもお聞きしながら、当局としてできる範囲で適切に対応して参りたいと思っております。

小黒委員 それでは今後、市から防衛省をお願いをしていく場合にはその形をお願いします。今、全館空調で問題が出てきておりますので、個別でしていただけるように、ぜひ要請をお願いしたいと思います。

会長（市長） 他にいかがでしょうか。

（質問・意見なし）

それでは、他にご質問・ご意見等ないようですので、議題（2）については、ご了承いただいたものとさせていただきます。

続きまして、議題（3）「第41教育飛行隊移転後の報告について」南関東防衛局から現状の報告をお願いします。

南関東防衛局 基地対策協議会代表委員会の皆様方におかれましては、平素から航空自衛隊の活動及び浜松基地の安定的な使用にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。第41教育飛行隊の浜松基地への移動につきましては、令和3年10月に完了しておりますが、引き続き、同飛行隊移動後の浜松飛行場における離着陸回数や周辺の騒音状況等につきまして、皆様方にお示しをさせていただき、ご理解とご協力を賜ればと考えております。

それでは、お手元にお配りしている資料について、ご説明させていただきます。

・「浜松飛行場使用状況（管制回数）」について

会議資料 3 頁について、浜松飛行場における離着陸回数として、本年 3 月末までの毎月の管制回数と各年度の実績を示しております。

令和 5 年度の管制回数につきましては、約 29,300 回となり、令和 4 年度と比べ微減、ほぼ横ばいを維持しております。

引き続き、これまでご説明してきたとおり、T-400 練習機の他の飛行場における訓練等により、できる限り離着陸回数の抑制を図ってまいります。

・「浜松飛行場周辺の航空機騒音状況」について

次に、会議資料 4 頁について、浜松飛行場周辺の航空機騒音状況として、T-400 移動前である令和 2 年度と移動後の令和 5 年度の航空機騒音自動測定結果の比較を記載しております。

浜松飛行場周辺においては、航空機騒音自動測定装置を 4 箇所（第一種区域内 2 箇所、区域外 2 箇所）設置し、同飛行場周辺の騒音状況の把握に努めているところです。

各測定地点の測定結果につきましては、第一種区域内に所在する②萩丘小学校で、0.9W 増となる 73.7W (Lden58.2)、③農村環境改善センターで、0.6W 増となる 75.5W (Lden59.7)、第一種区域外に所在する①小池会館で、0.1W 減となる 70.6W (Lden55.1)、④伊佐見小学校は、令和 2 年度と変わらず 67.2W (Lden52.6) となっております。

・「令和 6 年度 住宅防音工事実施計画について（浜松飛行場）」について

なお、次の会議資料 5 頁については、当局のホームページに掲載している資料であり、令和 2 年 4 月から令和 6 年 3 月までの航空機騒音状況となります。

いずれにしましても、浜松飛行場の航空機の運用につきましては、できる限り周辺住民の方々への影響を軽減できるよう配慮していくとともに、引き続き、騒音状況につきましても注視してまいりたいと考えております。

最後に、会議資料 6 頁について、令和 6 年度の住宅防音工事の予算として、契約ベースで対前年度 51 百万円増の 8 億 72 百万円、歳出ベースで 1 億 14 百万円増の 7 億 52 百万円を確保しており、今年度ですべての工事（本体工事・復旧工事）の待機世帯が解消する見込みとなっております。

資料の説明は以上です。防衛省としましては、浜松飛行場における航空機の飛行の安全確保を図るとともに、周辺住民の皆様の生活に最大限配慮してまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

会長（市長） それではただいまの報告につきましてご質問・ご意見がありましたらよろしくお願ひいたします。

松本委員 T-400 の甲高い音は測定できないです。早朝、夜間の飛行回数も増えていると認識していますが、何かお考えがあるかお聞かせ願ひたい。

南関東防衛局 浜松飛行場周辺における住宅防音工事の助成については、環境省の「航空機騒音に係る環境基準について」の趣旨を踏まえて実施しており、航空機騒音の評価においては、聴覚の性質を考慮した周波数帯によって重み付けを行う、いわゆるA特性を使用しております。環境基準でLdenといわれる、航空機の煩さを表す評価指標を使用していますが、音の強さ、回数、時間帯によって補正を行い、評価することになっており、これに準じて行っていることから適切に評価されていると考えております。引き続き、浜松飛行場周辺の騒音状況の把握に努め、騒音の実態を踏まえ適切に対応して参りたいと考えております。

松本委員 今朝も市民からすると早い7時半から航空機が飛んでいた。早朝夜間についてもある程度ご配慮願えればと思います。

 昨年の自民党会派から防衛省への要望、静岡県基地関係連絡協議会、全国市議会議長会基地協議会で調整交付金の増額を要望しました。第41教育飛行隊が移動して、飛行回数の増加、騒音の問題がある中で、交付金の増額で対策をとっていただきたい。それに加え、防衛費が2023年度から5年間増額されているとのことでしたが、基地対策に対する予算はあまり増額されていないように見受けられます。その辺りの考え方を教えていただきたい。

南関東防衛局 特定防衛施設周辺整備調整交付金について、防衛省全体としてこれまでも所要額の確保に努めています。飛行場を含む全国の特定防衛施設における運用の態様の変更等を十分考慮して予算の範囲内で交付してきていると考えておりますが、今後とも適切に対応して参ります。

 防衛関係費全体につきましては、2027年度に向けて増額の流れがある中で、全国的に令和5年度から令和6年度にかけて基地周辺対策経費というくくりの中では、増額されておりますが、装備品の取得等といった経費と比べると、やや趣が異なるところがあるというのはご指摘の通りです。この考え方としては、各自治体からの要望を踏まえながら実施しており、事業をどの程度進めるかは各自治体の負担にも関わることとなり、いきなり増額することが難しいという側面があります。いずれにしましても、基地周辺対策

経費を全体として増額できるように、また、周辺地域の方々、行政の方々の理解を得るという観点からも、引き続き、予算の確保に努めて参りたいと考えております。

松本委員 法 8 条関係について、萩丘小学校は第一種区域の中にありますが、その体育館の防音工事及び空調工事は今まで適用外でした。何か新しく変わったことはありますか。

南関東防衛局 学校の施設につきましては、ご指摘の通り、環境整備法施行令の規定により補助対象から除かれています。要望としては、おそらく、学校の体育館を含めて欲しいということかと思っておりますので、その点については本省にお伝えしたいと思います。

松本委員 防衛省のホームページの中で、今後、国民保護のための避難施設の使用等を検討していくとあるものですから、学校の体育館も対象にしていただきたい。

最後に、第 41 教育飛行隊移動後の飛行回数、騒音に対応するための予算措置の拡充はぜひお願いしたいと思います。特に、固定資産税に関わる調整交付金については少ないと思っておりますので、是非とも要望として上げさせていただきたい。

会長（市長） 他にいかがでしょうか。

小黒委員 浜松飛行場使用状況の管制回数の表（会議資料 p. 3）をみると、令和 2 年の管制回数が 2 万 1, 226 回、令和 5 年は 2 万 9, 333 回で前年対比でも横ばいというお話がありましたが、移動前と比べると管制回数は 38%程増加しています。市民の皆さんから音がたまらないと、本当にひどい騒音の中で暮らしていて、何とかならないのかという声をたくさん聞きます。

本協議会で昨年も、他の飛行場での訓練、シミュレーターの活用、カリキュラムの見直し等で飛行回数を低減していく努力をしますと聞きましたが、昨年から 1 年経過してどのような努力をされて具体的にどのように低減させるような方向をとっていただいたのでしょうか。

浜松基地 飛行訓練につきましては、カリキュラムの見直し等を行い、現在、必要最低限の管制回数としております。今後、真に必要な訓練を行いつつ、離着陸回数の抑制を図っていきたいと思っております。

小黒委員 昨年と同じ答えです。今必要最低限とおっしゃいましたが、まだ努力をし

て減らしていけるという可能性があるのか、あるいは、これで精一杯なのか、それにより市民の皆さんの話の仕方も変わります。どうお考えでしょうか。

浜松基地 現在、訓練を必要最小限としておりますが、今後においても引き続き、見直しできるかどうか確認はさせていただこうと思っております。

小黒委員 これも同じ答えしか出てきていないと思いました。なかなか期待できないということですね。

会議資料 5 ページに令和 2 年度からの騒音発生回数の一覧があります。萩丘小学校は第一種区域の中にあり、騒音発生回数は令和 4 年度は 1 万 7,023 回、令和 5 年度は 2 万 7,389 回で 1 万回増えています。増えている理由を教えてください。

南関東防衛局 浜松市のご協力のもと、基地から 500 メートル程の大変近い場所にある萩丘小学校の屋上に測定器を設置させていただいております。この測定器では、70 デシベル以上かつ騒音が 5 秒以上続いたものを騒音発生回数としてカウントしています。令和 5 年 4 月から航空機離陸前のエンジンテスト音、離陸時の際の滑走音も識別できるように設定を変更したことから、騒音発生回数が増加したものと考えております。

小黒委員 そうすると、令和 6 年度の騒音発生回数は令和 5 年度同様、2 万 7,000 程度の数字が出るということでしょうか。

南関東防衛局 当該測定器は令和 5 年 4 月から同じ測定条件で測定を実施しております。こちらの測定結果は、当局のホームページでも確認できるようになっております。

小黒委員 今 4 ヶ所で測定されていますが、国で定めている航空機の環境基準では地域の類型が 57 デシベル以下の I 類型と 62 デシベル以下の II 類型に分かれています。浜松市でもそれに基づいて調査をしていただいておりますが、4 ヶ所とも II 類型に属しています。萩丘小学校のすぐ東側に住吉バイパスがあり、そのすぐ隣の用途地域の種別を見ると I 類型の住宅専用区域となっています。環境基準の I 類型にも測定器を置き、環境の基準に見合っているかどうか正しい測定をされることを提案しますが、いかがでしょうか。

南関東防衛局 防衛省としましては、環境基本法に基づき定められました、航空機騒音に係る環境基準の趣旨を踏まえて飛行場周辺の 75W以上の区域において、住

宅防音工事の助成を行っているところです。浜松飛行場につきましては、平成 24 年 1 月に実態に即して第一種区域を見直しており、当該区域の中には I 類型、II 類型に当てはまる地域も含まれていると承知しております。浜松飛行場周辺においては、令和 2 年 3 月に航空機騒音自動測定装置を 4 ヶ所設置し、飛行場周辺の騒音状況の把握に努めているところでございます。この設置場所につきましては、公共の施設等であること、常時設置、第一種区域の範囲、設置費用等を考慮し、浜松市との調整、協力を得て、現在の位置に設置しています。状況を把握するために令和 2 年からの変化も確認していないといけませんので、現時点では、測定場所を変更する予定はございません。

小黒委員

そちらの考えは分かりましたが、市民から飛行範囲がかなり広がっており、音がとても大きくなっているのではないかという声がたくさん寄せられています。そこを考えていただいて、環境基準に見合う正しい形で測定をお願いしたいと思います。

ホームページで令和 6 年 2 月中の騒音発生回数を見ると、萩丘小学校では基準値を上回った日数が 5 回、農村環境改善センターでは 11 回でした。測定の仕方について、環境省のマニュアルでは、原則、連続 7 日間測定をし、騒音レベルの最大値を加配していくとありますが、浜松基地では土日に飛んでない場合があるので、7 日間の平均を出すと騒音発生回数が減ってしまいます。そこで提案ですが、浜松飛行場に合わせた正しい測定をするために工夫をしていくお考えはないでしょうか。

南関東防衛局

環境基準で定められている評価指標 (Lden) につきましては、1 日毎の単位の値となりまして、騒音の強さ、その回数、発生時間帯を踏まえ補正を行い算定することとなっております。この環境基準に基づき、1 日毎の Lden 値を算出し、月、年間の Lden についてパワー平均 (昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号「航空機騒音に係る環境基準について」) によって算出しています。

第一種区域の指定の基となる騒音度調査における評価につきましては、自衛隊等の飛行場は民間空港のような定期的な飛行ではなく、日々の飛行回数の変動がございますので、1 日の飛行回数の最も少ない日から数えて 90% にあたる日の飛行回数を 1 日の標準飛行回数として、年間飛行回数の代表値として算定するようにしております。

小黒委員

具体的な測定方法、集計、計測の元データからの分析の過程等を情報開示していただきたいと思いますが、お願いすればできるということでしょうか。

南関東防衛局 測定結果の提供等につきましては、具体的な内容について浜松市と調整させていただきたいと思っております。

小黒委員 第一種区域の中で、防音工事の対象になる世帯がどの程度なのか。全員が防音工事をできている状況ではないと思いますが、大方終了という話でした。どのように把握されているのか教えていただきたいです。

南関東防衛局 環境整備法の第4条の規定に基づき、第一種区域の指定の際、現に所在する住宅を対象に住宅防音工事を実施しているところです。浜松飛行場においては平成24年1月に対象区域の見直しをし、その時点での対象世帯数は、約4,300世帯であり、平成24年1月の見直しによって解除となった区域も含めると約1万2000世帯の対象世帯がございます。これに対し、一部でも防音工事を実施している住宅につきましては、令和5年度までの実績で約、1万1000世帯ございまして、実施率は9割程度となっております。

小黒委員 T-400が配置されてから音が出る状況が変わってきており、生活に非常に大きな不安を迎えている周辺住民が大勢いることを分かっていたいただきたい。防音工事の実施基準や、区域の見直しを検討していただきたいと思しますので、これは要望としてお願いをしておきます。

会長（市長） 他にご質問ご意見などありますでしょうか。

（質問・意見なし）

それでは、特段のご質問・ご意見等ないようでございますので、議題（3）についてはご了承いただいたということで、本日の議題は以上3件でございます。代表委員の皆様から他に何かご質問・ご意見等ございましたらこの際お答えいたします。

小黒委員、お願いします。

小黒委員 PFAS対策について、前回の会議の中で、基地の中にあります泡消火設備専用水槽は責任を持って年度内に処分をすとお答えいただきましたので、どのような処分をされたのか、今どういう状況にあるかお尋ねします。

浜松基地 令和4年7月に公表しました、暫定目標値を超える2つの泡消火設備専用水槽水については、令和5年度中に処理を完了しております。

また令和5年10月に公表しました、暫定目標値を超える3つの泡消火設備専用水槽水については、令和6年度末までに処理を完了することを目標として現在作業を進めているところです。

小黒委員

3つの水槽については確実に処理していただくようお願いします。

昨年9月25日に浜松市から基地に対してPFAS含有の泡消火剤の使用履歴、地下水・井戸の水質調査、排水調査という3点を市から基地にお願いをしておりますが、基地からの排水調査についてはいまだに回答がないと理解しております。どうか説明をお願いします。

南関東防衛局

排水の調査については、浜松市においては、対外公表されている通り、伊佐地川と新川周辺に立地する環境法令の届け出事業所を抽出し、アンケートの実施や絞り込みを行うなどして公共用水域に排水している8件について、排水の水質調査を実施されたと承知しております。調査については、同じ条件、同じ内容で実施されるべきものと考えておまして、市が実施した調査の考え方に照らし合わせた場合、浜松基地においても水質汚濁防止法に基づく届け出が必要となる排水はございますが、東神田川に排水しておまして、伊佐地川及び新川には届け出が必要となるような排水はございません。

小黒委員

市で河川水路の調査をしており、基地に一番近い北部承水路支流では、基準の28倍の1,400ng/Lが測定されています。土壌に泡消火剤の水槽があったり、消火訓練をしたりしていたことがありますので、基地の土壌へ染み込んで地下水から流れていくことが当然考えられます。本来であれば土壌調査をお願いしたいところですが、どういった排水の経路をたどっているのか、基地から出た水が、東神田川で全部まとめて出ているという理解でいいのでしょうか。

南関東防衛局

基地からの水質汚濁防止法に基づく届け出が必要な排水に関しては、先ほど、申し上げた通り、すべからく東神田川に排水されている認識でございます。

小黒委員

市長にお尋ねしますが、今のお答えで、市から質問されたことは了承ということでしょうか。

会長（市長）

今初めて伺いましたが、水質汚濁防止法上の排水という点では、東神田川に全部排水されているということであり、東神田川では高い値は検出されていなかったと思います。そういう点では、1つ我々として知りたかった部

分が明らかになったということであると思っています。

小黒委員

今年の6月21日に、経済財政運営と改革の基本方針2024の中で初めてPFASのことが文字化されました。幸せを実感できる包摂社会の実現の安全・安心で心豊かな国民生活の実現の中で『「PFASに関する今後の対応の方向性」を踏まえ、科学的知見の充実や必要な対策を増進する。』と載せてあります。これに基づき、市民が不安に思っているPFASに関連する調査に基地も協力して進めていただきたいと思います。

次に、自衛隊員の募集について、現在、自衛隊法施行令第120条に基づく条例により18歳に達する浜松市民の情報を出しています。しかし、今年3月末に奈良市で18歳の方が原告となり個人情報保護の観点からいうと、本人の承諾なしに情報を出していくことがまずいのではないかという内容で市と国を相手に裁判が起きました。

浜松市では、昨年からは除外申請の申し出ができるようになり、26日間で8名の申し出がありました。今年度は申請の期間が70日間に増えました。そこで、最終何名の方の申し出があったのか確認したいです。

事務局

担当部局に確認したところ、12名の申し出があったとのことでした。

小黒委員

ありがとうございます。市の広報とホームページで早い段階で出してもらいましたが、ホームページはなかなか見ないですし、広報も自衛官募集の資料の最後に除外申請ができますと載っていただけですので、もう少し市で周知をどうしていくか工夫をしていただきたいと思います。

裁判はこれからどう進展していくかわかりませんが、その様子を見ながら、個人情報をしっかり保護していくという市の姿勢を明らかにしていただき、自衛隊法施行令第120条にどこまでその権限があるのかという内容も含めて今後検討していただきたいと思います。

最後に、重要土地等調査法について、浜松基地周辺1kmの範囲が特別注視区域に指定されました。規則や制限、土地の売買などにも大きな制限がかかり、煩雑になっています。コールセンターがあるのみですので、ぜひ住民説明会を実施していただきたいと思います。どういうふうを考えていますか。そして、市は希望があればそれを国の方へ申し出をしていくのかどうか、いかがでしょうか。

南関東防衛局

重要土地等調査法の関係については内閣府が所管しておりまして、防衛省で承知している範囲でお答えさせていただきます。地域住民の方々からのお問い合わせについては、内閣府のコールセンターで個別に対応できるようにしていると承知しております。また、内閣府のホームページ、リーフ

レット等においても、届け出手続き、各種Q&A等を掲載していると承知しております。このため、内閣府の方で個々の住民説明会を開催する計画はないと聞いております。

事務局 私どもも個別の説明会については実施する予定がないということで聞いております。

小黒委員 国のホームページから対象となる町の名前が検索できるようになりました。それを見ますと、萩丘地区自治会連合会では9割近くが対象になります。200平米売り買いするだけで届け出を出さないといけない、様々な制限に抵触をすると罰則まであるという内容になっておりますので、間違いが起こらないようにぜひ説明会を実施していただきたいと思います。もしくは、詳しい制度の内容をきちんと対象になる市民に周知をするということで、要望としてお願いをしておきます。

会長（市長） 他に何かご質問・ご意見がありますでしょうか。

（質問・意見なし）

それではご意見ご質問等がないようでございますので、本日予定しておりました、議事については終了といたします。

ご協力いただきまして本当にありがとうございました。